

入試「現代文」のはじまり：旧制高等学校・専門学校を中心に

石川, 巧
九州大学大学院比較社会文化研究院助教授

<https://doi.org/10.15017/8454>

出版情報：九大日文. 3, pp.14-35, 2003-10-31. 九州大学日本語学会「九大日文」編集委員会
バージョン：
権利関係：

入試「現代文」のはじまり

——旧制高等学校・専門学校を中心に——

SHIKAWA Takumi
石川 巧

1

近代日本の大学制度は、原則として全国の高等学校（旧制高等学校、以下「高等学校」と表記）出身者がより高度で専門的な学問を身につけることを目的として確立された。そのため、帝国大学の収容力に合わせて高等学校の進路別入学定員が決まり、その卒業者は定員の枠内であれば無試験で大学に入学できたし、たとえ試験で不合格になっても志望を変えて二次試験に臨むことができた。もちろん、高等師範学校、高等商業学校をはじめとする専門学校出身者の入学も可能だったが、その場合は、当該学部が行う検定試験に合格した者が高等学校からの志望者に欠員がある学部に志望を出し、さらに高等学校卒業の二次試験受験者たちと一緒に受験することになっており、非常に狭き門だった。明治二十九年九月には「入学志願者ノ数分科大学各学科設備上予定ノ人員ニ超過スルトキハ人員超過ノ学科志望生ニ限り更ニ大学予科中ノ科目ニ就キ競争試験ヲ受ケシメ入学者ヲ定ム」（「分科大学通則」『東京帝国大学五十年史』上巻、昭和七年十一月）という規則ができ、大学にも「競争試験」が導入されるが、

それでも特定の学部学科に拘らなければ高等学校生のほとんどは無試験で帝国大学に入学できた。

大正八年に発布された大学令と高等学校令は、そうした「学制」発布以来の単線的なエリート養成制度を解体し、様々なパスを経由して大学に進学することを認めた。もちろん、この時代にあっても高等学校や大学は一部の特権階級のものであったが、少なくとも受験生の数をみる限り、それまでとはまったく違う競争原理が働きはじめたことは確かである。サラリーマンという新中間層が都市部に膨らみ、人々の生活スタイルや価値観が大きな転機を迎えていたこの時代。大学で身につける専門知識や教養は紛れもなくひとつの資本であり、人々はそれをより多く獲得するために受験を日常的光景として受け容れたのである¹。

ところで、当時の官立高等学校は三年制である。大正九年の新制度で入学試験に臨む受験生の多くが高等学校（大学予科も含む）に入学したのは大正六年である。大学の新設や定員枠などに関してあらゆる実権を握っていた文部省も、それを想定して同年の官立高等学校受験を見直している。それが共通試験の導入である。この共通試験については、高等学校の序列化、個性化が助長されるという理由で、特に地方の新設校から不満が多く、大正六、七年の共通試験総合選抜、大正八年から同十四年の共通試験単独選抜、同十五年から昭和二年にかけての共通試験単独選抜・二班制（当時、内地にあった二十五の高等学校を二班に分け、受験生が二校を選択して受験できた）といった具合に、様々

な試行錯誤が続けられている。しかし、それは逆にいうと、どんなに批判が噴出して文部省が共通試験という原則を手放さずとしまつたということでもある。

共通試験を実施するということは文部省が入試問題を管理するということである。そうした大規模な試験制度のなかで公平性と客観性を保つためには、文部省が自ら定めた指導要領にそつて入試問題を作成し、全国の各中学校に出題範囲の履修を徹底させることが必要になる。当然、そこには国家的イデオロギーが入り込む。特に国漢、作文、社会といった科目は出題文を恣意的に選ぶことができるため、ある意図をもって問題を作成することが容易だし、場合によってはその人物の思想傾向、知力とは別の情操的側面を探つたりすることができる。中学校の現場では、より高い得点を取るためにという大号令のもと、文部省の意図を先取りした指導を徹底するようになる。また、同じ試験を受ける母体が増大することで、その傾向と対策を謳う受験雑誌や参考書が飛ぶように売れ、塾や予備校といった受験産業も隆盛する。受験生の側からみると出題内容の厳密さや公平さにチエックがかかり、悪問、奇問、難問がなくなるといふ利点もあったと思われるが、それは学習内容の規範化であり、文部省によつて恣意的に選ばれた問題が模範解答として整理され、誰にも有無をいわせない「正しさ」を獲得することを意味していた。マルキシズム思想や労働運動の波が全国に広がり、知識人の間では民本主義の精神に裏打ちされた人権や個人の自由を主張する傾向が強まつていたこの時代に、文部省が共通試

験を決して手放さなかつた理由のひとつは、受験制度を利用して高等学校というエリート機関に入学する学生たちに無言の抑圧を加えることにあつたはずである。

そして、高等学校をはじめとする高等教育機関の入学試験に、いわゆる現代文が頻出し、受験生がその対応を迫られるようになるのは、この共通試験が定着した大正十年頃からである。もちろん、それ以前にも、近代になつて書かれた擬古文や明治期の文語文を素材とした出題がなかつたわけではない。だが、多くの場合は特定の学校や検定試験がごく稀に限られた範囲で出題するものであつて、ほとんどの受験生にとつては、わざわざ学校以外の場で勉強するほどのものではなかつた。松本高等学校教授の岩佐重一は受験生へのアドバイスとして、「国語及作文試験に関する注意」(「受験と学生」大正九年五月)において、「しかし昨年の本誌の受験準備号だつたと思ふ。或高等学校受験者の感想談の中に、国語や作文は所謂「試験勉強科目」ではない。従つて斯う云ふ学科は、試験前に分秒を争つて勉強しなければならぬ大切な時期には、寧ろ放棄して置いた方が有利であると云ふ様な意味を書いて居つた様に覚えてある。(中略)實際受験学生の大多数は、国語や作文に対して、さほど重大なる不安さを感じて居ないであらう。大概の人ならば国語に及第するだけの自信力はある筈だ。国語は地理や歴史の様に全然暗記のと云はれる物でもなく、又数学や物理化学の様に、定理一つ知らぬが為に、或は方式一を忘れたが為に、貴重なる一二題を棒に振らなければならぬ程の危険性を帯びたものではない。斯う云ふ

ものはまづ、そのままにして置いて、危なつかしいものに全力を集中するといふのが人情で、之は無理もない所である」と書き記しているが、「大概の人ならば国語に及第するだけの自信力はある筈だ」という認識は、おおかたの受験生たちにも共有されていたようである。

また、現代文の導入については、中学校側から対策が立てにくくという苦情が多かつたし、受け容れる側も、古文や漢文に比べてきわめて多様な解答例が出る現代文の採点基準に関して明確な方針ができていなかった。別個に行われる漢字の書取や作文で現代文の能力を代替的に判断すればいいという考え方も根強くあつたようである。木村武一郎が『受験参考 現代文解釈法』（大正十二年十二月・浅見文林堂書店）の緒言で、「国語の試験では従来古文を偏重する風があつた。勿論古文も大切であるが、問題を古文に限る必要は毫も無い。又古文も殊更難解のものを扱ふから、受験者は予め此の準備のために極めて不自然なる努力を払ふことになつて、延いて中等学校の国語教授を攪乱し、国語科を乾燥無味のものにしてしまふのである。實際教授に就いては寧ろ古文より現代文を多く課してゐるから、従来の試験法は国語教授の實際と比較的接觸して居らぬわけである。又現代文を出しても殆ど文語文に限られてゐる観があつたが、是れも實際授業に副はない」と論じたように、高等学校の共通試験は中学校の授業内容との間に著しい不均衡を抱えたまま実施されていたのである。当時、第五高等学校教授だった高木市の助は、「国語準備上の態度」（『受験と学生』大正九年五月）という論評

のなかで、「もし、諸君が、問題に対して、先づ感じた全体としての意味が、上述の様な粗漫な又漫然たるものではなく、各語の細かい作用をも包含した、真の綜合的意味であるならば、固より其で十分であつて、其以上の答案はあり得ないのであるが、之は中学卒業程度の諸君の、而も現代文ならぬ近世文に対する解釈力としては、先づ望まれない事である。望む方が無理である。として見れば、諸君の為すべき準備、而も最も安全な其は何であるか。即ち前に言つた様に、諸君が国語に対する場合にも、丁度英語に対すると同様、各語に切りはなして、其一を一を精細に周到に觀察して行く事である。而して最後に、此の部分的の觀察をまとめて首尾一貫した一の意味に仕上げる」と述べ、国語（特に国文解釈）というのは、要するに英語と同じように、文章を「各語に切りはなして、其一を一を精細に周到に觀察して行く」ことを求めているのだと断言しているが、解釈「逐語訳とみなすような考え方をとることで、国語の入学試験はなんとか客観性を維持し、中学校側の指導および高等学校側の採点を可能にしていたと思われる。

国語の解釈を英語と同じように学習するという態度そのものは、その後もしばらく受験生たちに信奉されることになるが、少なくとも、国語の試験に出題される本文に限定してみたとき、それまでと違う画期的な出来事が起こつたのは大正十年のことである。そこで、まずは同年の共通試験「国文解釈」の問題をみてみよう。

左ノ文章ヲ平易ナル口語ニ解釈セヨ

(一) 心なき木草鳥けだもののおなじつらになにすとしもなくあかしくらしつついけるかぎりのよをつくしていたづらに苔の下にくちはてむはいとくちをしういふかひなかるべし。

(二) 鶴こそいとめでたき鳥なれ朝日かがよふみぎはなどに雪のつばさゆるやかにさらし空とよむかとばかり鳴きあげたるなどすべて云ふもおろかなり。

(三) 平家の一門廟堂に列し六波羅の榮華四時を春にせる時東国草萊の間に潜める源氏の一族忽ち崛起して之を追ひ落し鎌倉の覇府新に政治の中心となれり其の變転の激甚なる其の曲折の多様なる我が国史の絵巻中色彩際立ちて絢爛たるを見る。

当時の「国語及漢文」科目では、国文解釈(三問・六十点)、漢文解釈(三問・六十点)、書取(三十点)を二時間で解くことになつていたが、この年に出题された大町桂月「源平時代の史的趣味」(第三問に出ている設問)、同十一年の綱島梁川「成功の意義」にはじまり、同十二年の森鷗外「欧州帰航中の感懐」、同十三年の藤岡作太郎「内部に待つもの」、幸田露伴「趣味饒なる人」と続くことで、現代文の出題は既成事実化される。こうして、それまで古文または擬古文に限定されていた国文解釈は、制度

上はじめて現代文をも出題範囲に加えるのである。

そして、入学試験に現代文が登場するようになってわずか五年目の大正十四年には、「国文解釈」に以下のような形式の設問が登場する。

左ノ文章ヲ平易ナル口語ニテ解釈セヨ

一 ゆけどぐはてなきに雨もいみじうふりまさり日さへ暮れはてゝいとくらきにしらぬ山路をわりなくたどりつゝ行くほどかゝらでもありぬべきものをなにゝ来つらんとまでいとわびし

二 内部に待つものなければ外力の来るに応ぜず東風春雨は草木発生の因となれども種子下を含むなくんば如何疾病の氣勢を逞しくするも健全にして内に悩む所なき身体を犯すこと能はず

左ノ文章中右側二傍線ヲ施シタル部分ヲ平易ナル口語ニテ解釈セヨ

三 足らざることを知るは満つるに到るの路なり^①至らざるを悟るは上に向ふの途なり吾が趣味の猶足らざるを知り猶至らざるを悟る者は幸なりその人の趣味將に漸く進み漸く長ぜんとす吾が趣味の幼きをも省みて我が善しとするものを必ず善しとし我がをかしとするものをいつも

をかして高きに遷り卑しきを改むることをせぬ者は幸無し²その人の心の花既に石となりて生命を失ひ居ればなり³欲望は我を桎梏す自在なし趣味は我を繫縛せず自由ありその物を得ざれば苦しみその願を遂げざれば悩み吾が心を外の物の奴婢としてその使役するところなるは欲望の然らしむるなり⁴欲望は人を窘しめ趣味は人を活かす趣味饒なる人は幸なるかな

ここで第三問に登場したのは、現在の入学試験にも頻繁に登場する、いわゆる傍線部を解釈せよという設問である。そして、このような形式の設問が採用されたことで、「解釈」という概念はそれまでとがらりと変わる。つまり、高木市之助がいつていた「各語に切りはなして、其一一を精細に周到に觀察して行く」ような解釈ではなく、文章全体の趣旨、文脈の流れを把握したうえで、それを傍線部の内容に反映させて、傍線部の言葉を補足していくような解釈が求められるようになったのである。この形式が現在に至るまでほとんど変わることなく継承されている事実を考えると、それは明らかに文章を逐語的に解釈することを善しとする時代がここで終焉したことを意味している。大正十四年五月に「高等学校入学試験 国語講読の問題に就て」(「国語と国文学」)を書いた橋純一は、「高等学校が擬古文を試験問題に出し始めたのは、明治三十七年頃からで、爾來毎年擬古文が解釈問題中の主位を占めることになり(中略)大正十二年から高等学校入学試験の国語講読問題に、現代文二、古

文(その実は擬古文)一の割合に改めた」と述べ、高等学校の入学試験における分水嶺を大正十二年頃に求めているが、この当時の制度変更は、現代文が古文を逆転したというレベルの問題だけでなく、文章を解釈するとはどういうことか、という認識のあり方そのものの変更だったのである。

ただし、初期の大典からも明らかなように、高等学校の共通試験は文学者の書いた文章がほとんどで、思想や哲学といった人文諸領域への関心が決定的に欠けていた。その原因のひとつは、現代文という科目を古文と同列に捉え、擬古文、文語文という緩やかな変化のなかに配置しようとしたことにある(教科書の読本もそれに準じており、国文解釈はそれに類したものから出されるのが一般的だった)。また、問題作成者のほとんどは国文学者であるため、彼らが自分自身の問題意識や読書経験、所有する蔵書などの範囲で考えたものが出題されている可能性も高い。広義に解釈すれば、現代文とは近代以降の文章(および同時代の文章)という意味であつて、文学はその一部を構成するに過ぎないはずだが、草創期においてそれを古文の延長に置いたために、文学という極めて狭い範囲に限定され、現代文＝近代の文学者が書いた文章という図式ができたのである。

すでに村井紀が「国文学者の十五年戦争」(「批評空間」平成九年一月)において、「円本時代と重なりながら大正以来の古典の民衆化のながれも受けて、国文学の世界はルネッサンスを迎えており、「高度成長」を遂げていたのである。もちろんそれは同時に、「文学」報国」ときびすを接していた」と指摘してい

るように、大正後期は、東京帝国大学において近代国文学の基礎を築いた芳賀矢一の後を受けて、藤村作らが盛んに国文学の「現代化」を推進していた時代である。大正十二年には藤村作編『日本文学大辞典』（新潮社）が刊行され、翌十三年に東京帝国大学国語国文学研究室が創刊した「国語と国文学」は専門誌でありながら商業誌としても流通する。そして、高等学校共通試験をはじめ全国の高等教育機関で国語問題の作成にあたっていた人材の多くは、東京帝国大学国語国文学研究室を頂点とする国文学の世界に属し、その学問動向に左右される学者、教育者であった。

本稿では、こうした観点から、大正十年から昭和十五年頃までの高等教育機関の入学試験問題に現代文が登場してくる背景、受験生に対して大きな影響力を与えるようになる過程を追う。また、それに主導的な役割を果たした国文学者たちの言説を辿ることで、現代文の試験が教育の現場に浸透していくなかで、現代文という制度にどのような形式・内容が導入され、どのような思想が入り込んでいったのかを考察する。

2

現代文という教育用語をめぐって考察を進めていく以上、まず踏まなければならないのは、文部省が定めた科目別規定がどのようなになっていたかという点である。明治四十四年七月に公布された高等学校校令に基づいて決められた高等学校校規程

には、第三条に「国語及漢文八言語文章ヲ了解シ正確且自由ニ思想ヲ表ハスノ能ヲ得シメ文学上ノ趣味ヲ養ヒ智徳ノ啓発ニ資スルヲ以テ要旨トス」という条項があり、「国語及漢文八文科ニ在リテハ近古、中古及上古ノ国文並普通ノ漢文ヲ講読セシメ又国語ノ作文ニ習熟セシメ国語文法及国文学史大要ヲ授ケ理科ニ在リテハ主トシテ普通ノ漢文ヲ授ケ又国語ノ作文ニ習熟セシムヘシ」となっている。この規程によれば、「国語」で教える範囲は「近古」までであり、授業も古文の注釈による内容理解、文法の理解、そして範文の模倣が中心だった。しかし、こうした文章の規範化は一方で反発を生み、「国語」に暗記力や理解力以外の要素を導入しようとする声が高まってくる。他の科目では判別できない能力、例えば、感受性や人間性といったものを総合的に育むことのできる科目としての役割が担われるようになるのである。折しも、文学界では、自我の解放とヒューマニズムを謳い、肯定的な人生観を標榜する白樺派の文学運動が盛んになる。自然主義以来、学校現場では危険視されることの多かった同時代文学は、一転して国家が掲げる教育目標に見合う啓蒙性を獲得し、正しい感受性を陶冶するためのお手本として教科書の世界に大きな比重を占めるに至る。それまでは韻文や漢詩などを素材として細々と実践されてきた觀賞主義は、まるで文学界の動きと歩調を合わせるように「国語」科を侵食しはじめるのである。大正八年に出された新高等学校規程は、そうした時代の流れを引き受けつつ、なお旧来の訓詁注釈的な「国語」教育をも堅持しようとするダブル・スタンダードの理

念に基づいて改訂されている。

この新規程の第六条には「国語及漢文八言語文章ヲ了解シ正確且自由ニ思想ヲ表ハスノ能力ヲ得シメ智徳ヲ啓発シ文学上ノ趣味ヲ養フヲ以テ要旨トス」とあり、その内容が「国語及漢文八文科ニ在リテハ近世、近古及中古ノ国文ヲ授ケ進ミテ上古文ノ一般ニ及ホシ又普通ノ漢文ヲ講読セシメ国語文法及国文学史ノ大要ヲ授ケ作文ニ習熟セシムヘシノ理科ニ在リテハ近世及近古ノ国文並普通ノ漢文ヲ授ケ作文ニ習熟セシムヘシ」と記されている。ここでいう「近世」とは、いうまでもなく「近頃ノ時代」近代（『大言海』昭和七年・富山房）のことである。つまり、建前上ではあるが、高等学校の現場はこの改訂によつてはじめて「近頃ノ時代」の文章を教材化することが可能になつたのである。

ただし、現代文だけを突出させたのでは古文を誦詠注釈的に読み進めていく授業が疎かになりかねないので、文部省は、「文学上ノ趣味」を養つことよりも「智徳ヲ啓発」することを優先させ、「講読セシメ」、「習熟セシメ」という表現を「授ケ」に改めることで牽制を加えている。要するに「近世」（＝近頃ノ時代）の文章を扱うことは許可するが、授業の方法は「学習」よりも「教授」に重心を置くというのが文部省の出した結論であり、前章で述べた共通試験も文部省が定めた規程と表裏一体のものとして機能している。

こうして新規程に盛り込まれた現代文は、またたくまに中学校、高等学校の現場に広がる。当時の学校現場では大衆文化の

中核を占める修養主義、実用主義と個人の自由を尊重しようとする教養主義の二極化が進み、受験で選抜されたエリート集団になればなるほど後者の気風が高まる傾向があつたため、中学校にもその気風が入り込み、テキストの素材次第で授業内容が著しく変わる現代文にリベリズムが反映されるようになる。

ロシア革命後の左翼運動、世界大戦後の経済不況と生活の困窮、産業構造の変化などにともない、文学界では、白樺派的なヒューマニズムに替わつてプロレタリア文学運動が勢いをもちはじめ、文学の政治的価値が問ひ直される。それまでの純文学至上主義が破綻し、大衆小説、通俗小説など様々な小説ジャンルが登場し、読者としての学生、教師たちは、授業のなかで扱うテキストのなかにも現実問題を投影するようになる。また、この時代に全国の都市部を中心に成立してくる進学校では、保護者の高学歴化が急速に進んでいったため、学校周辺から新しい時代精神に富んだ教育を求める声が高まる。菊池城司が『近代日本の教育機会と社会階層』（平成十五年一月・東京大学出版会）において、「東京を中心として大都市において成立してくる『進学名門校』に共通に見られる特徴のひとつは、伝統部門ではなく、近代部門を基礎としていたということである。保護者の社会的構成において、『公務自由業』＝公務員＋専門的職業、したがつて『学校出身者』のウエイトが大きいところに、『進学名門校』が発生していることから明らかである」と指摘したように、社会の新しい階層秩序が教育現場にも影響を及ぼしつつあつたのである。当時、教育と文学（それも近代の文学）を直結させるこ

との重要性を盛んに説いていた片上伸は、大正十一年に刊行した『文芸教育論』（九月・文教書院）のなかで、「文芸は人間生活に対する寛大な、余すところなき、細やかな包擁力と、自ら伸び自ら癒す生命力の力の尊さに対する信頼の念とを養ふものである。かやうな真の力ある文芸を味はしめることに依つて、断片的な道德種目の説明が到底なし得ない言説以上の教化——暗黙のうちに人間生活の真実を了得せしめ感ぜしめることが、また、自ら言ひ現すことを知らない魂に深い満足を与へることが為し遂げられる」と主張しているが、文芸こそ「人間生活の真実」に迫る道であるという考え方は、ある意味で同時代の社会的風潮に後押しされるかたちで浸透していったのである。

「人間」や「生命」と直結し、「自ら伸び自ら癒す」ことができる素材として文学を鼓吹していく風潮に対しては、もちろん反発も大きく、同時代に全国の専門学校などで行われた国語の入学試験では、たとえ現代文であっても設問は古文と同様の訓詁注釈的な内容にとどめる方針がとられている。難解な語彙を多く含む文章を百字から二百字程度で区切り、その範囲で問えることしか出題しないという暗黙の了解事項などはそれを裏付ける根拠のひとつである。当時の現代文には、一般の読書に通じるような内容の展開や広がりはなく、先述した高木市之助の言葉そのままに、一字一句を逐語的に訳していく作業が求められているといえる。模範解答や講評を参照すると、記述問題でありながらきわめて厳密な可否が行われていたことがわかるし、自分の言葉で意識した解答、冗長な説明をした解答に対し

て厳しい評価が与えられていたこともわかる。そこには、今日の現代文試験にみられるような、本文中の文脈を辿りながら正解を導く文章読解は皆無であり、論理的な思考力や文章表現力を現代文に期待するような発想そのものが存在していない。当時の出題文には、小説の類がほとんど出題されていないが（「金色夜叉」、「草枕」など二部の例外はあるが、それも小説としての読解を求めような出題ではない）、それは、多様な解答例が出てくる可能性のある設問を極力排除しようとしていたことのあらわれであろう。

また、もうひとつ注目したいのは、出典の傾向が甚だしく偏っている点である。例えば、佐藤正範『受験適用 現代文要解』（大正十四年十月・研精堂）などは現代文として出題された文章、出題される可能性がある文章を、1 文学類（朝比奈知泉、藤岡作太郎、坪内逍遙、佐々醒雪、徳富蘇峰、夏目漱石、芳賀矢一、幸田露伴、網島梁川など）、2 教訓類（勅語、詔書の他、徳積八束、幸田露伴、高山樗牛、井上哲次郎など）、3 処世類（網島梁川、高山樗牛、徳富蘇峰、藤岡作太郎、大西祝、三宅雪嶺など）、4 感想類（藤岡作太郎、幸田露伴、三宅雪嶺、島田三郎、大町桂月、網島梁川、高山樗牛、山県有朋など）、5 史伝類（高山樗牛、末広鉄腸、大町桂月、藤岡作太郎、井上毅など）、6 紀行類（暹塚麗水、徳富蘆花、尾崎紅葉、藤岡作太郎、内藤湖南、福島安正、竹越三叉、山路愛山、夏目漱石、森鷗外など）、7 鑑賞類（藤岡作太郎、大町桂月、幸田露伴、坪内逍遙、松本亦太郎など）にまとめているが、これらのジャンル、書き手がきわめて高い頻度で出されていたことは事実である。

また、ここに掲げられた人々の特徴をひとつにまとめるのは難しいが、しいていえば、その多くが文語文を中心として美文や名文といわれる文章を書き残した文人である。大学教授の職に就いていた人も多く、全体として理知的かつ啓蒙的な仕事をした文化人でもある。体制批判にあたるような文章を書かないことはもちろんだが、その内容や論理性だけでなく、まさに「文は人なり」を実践するような、文章そのものの魅力で読者を惹きつける力量をもっていた人々が選ばれていることがわかる。もちろん、勅語や詔勅といった類の文章もごく稀には出題されたが、大枠でいえば、こうした穩健な文章に限定することで、入学試験の現代文は同時代の国民国家論との間に一定の距離を保ち、決定的に侵蝕されることを回避していたといえる。

3

こうして、大正末期には高等教育機関の志望者のほとんどが現代文の対策を立てるようになり、それまでごく一部の人々の趣味や嗜好で読まれていた諸テキストが多くを受験生に広まる。大正デモクラシーのもとで推進された新教育運動が個人の発達を教育の主眼に置いたこと、あるいは、第一次世界大戦後の国際社会の流れを受けて広まった中等教育機関の拡大普及の機運も手伝い、受験への意識はますますヒートアップしていくのである。

また、こと現代文という科目をめぐる周辺の動きについてい

えば、山本芳明が『文学者はつくられる』（平成十二年十二月・ひつじ書房）のなかで、「大正九年、文学 出版が成功したこと は、文学作品が商品として自立したこと、それによって文学者が経済的・文化的側面から社会的な地位を獲得したことにつながっていった。ブルデューがいうところの 文学場 が自律したのである」と指摘し、それを昭和初期の円本ブームに象徴されるような出版界の成長過程のひとつと捉えたように、文学が事業として急成長を遂げたことによって、若者たちが文学者たちの文章を身近に感じるようになり、若い読者の購買欲が押し上げられていった状況も視野に入れておく必要がある。これは、関東大震災後に、壊滅的な被害を受けた印刷・出版事業が復興し、新しい機械の導入などによって、それまでとは桁違いの部数を発行するようになったという技術面の革新も大きく影響していると思われるが、こうした時代の到来によって、学生たちは、はじめて学校の教材（読本）として読んでいた現代文の世界を抜け出し、各自がそれぞれの嗜好にそって好きな雑誌を好み、好きな文章を読めるようになったのである。大正期の新教育運動では、それまでの入学試験の中枢を担っていた暗記、注入、知識教育への偏重がマイナス・シンボルへと転落し、それに逆行するかたちで個性伸張が叫ばれるが、学校の読本から飛び出した現代文が入学試験の場で大きな役割を果たすようになる原因のひとつは、恐らく、そうした機運と連動したところにあったといえるだろう。

ところで、この時代に急がれたのは中学校の現場や受験生側

の対策だけではない。高等学校は未だ共通試験に依存していたため直接には問題化しなかったが、専門学校などでは現代文の試験をどのように作成し、どのような基準で採点するかが問われるようになり、それが、国語的能力をどのように評価するかという次元にまで遡って議論を巻き起こしていたのである。そして、こうした困惑を掬いあげるように、高等教育機関の入学試験問題を掲載するなどして現代文の扱い方に関する啓蒙的な働きかけをしたのが、大正十三年五月創刊の「国語と国文学」である。

雑誌創刊の翌月、編集名義人である藤村作は、さっそく「現代文の取扱」という文章を発表している。ここで藤村は、まず「教育実行家」の間から「現代文の取扱には閉口する」という歎声が多いと指摘し、「現代文又は現代文学は未だ『時』の選択を経ていない」「玉石混淆」であるから、それぞれの文章をよく吟味して慎重に扱うべきこと、現代文は「現代の思想生活感情生活」に直接訴える力をもっているため、ときに「矛盾した二つの要求を如何に処置すべきか」といった問題に突き当たるが、読本の編者は「現代を達観し得る眼識」をもち、「国定読本」のような編纂の仕方をしてはいけないことなどを論じる。また、授業での指導法としては、語釈のみを授けるのではなく「文章全体の生命や力の理解」、文学としての「鑑賞」を重視しなければならないとする。そのうえで、古典文学の研究と同様に現代文学の研究が積極的に進められ、現代文学の評論をまとめた著述が数多く出版されることを提唱する。

藤村の主張は、同年十一月の「高等諸学校の入学試験に就いて」(「国語と国文学」)でさらに具体性をおび、入学試験の本義は知能検査と知識試験の二方面にあること、「内容の理解や文学的鑑賞を主として取扱ふべき教材の現代口語文は知能検査の問題によるに適し、古文は知識試験の問題にするに適してゐる」こと、現代文と古文の出題配分を中学校で教えられている教材に比例させることなどが提案される。研究の推進といふ出版促進の訴えといい、「国定読本」的世界からの離脱といい、文学を「鑑賞」という観点から指導できる人材の育成といい、彼の主張の根底にあるのは現代文という「取扱」の困難な教材を梃子として国文学研究の重要性を再認識させ、学校教育の現場にその成果を反映させていこうとする市場拡大の論理である。藤村の言説には、当時、全国に新設されつつあった大学、高等学校、専門学校などに多くの人材を輩出し、学問領域として急成長を遂げていた国文学界の期待がそのまま写し取られているのである。「高等諸学校の入学試験に就いて」には、同年に開催された高等学校長会議の席上で、「(1)入学試験を各学校に一任されたい。(2)やはり従前の通り全国の高等学校が同一問題で入学試験を行はねばならぬならば、毎年数校を選んで入学試験委員を任命して、その委員に一任されたい。(3)試験問題は毎年同一の傾向を取らぬやうにありたい」という決議がなされたことが紹介され、藤村自身は(1)を積極的に推しているが、やがて昭和三年から高等学校の共通試験が廃止されることを考えると、同時代の入学試験は、ほぼ彼のめざす方向に動

いていたことがわかる。

「国語と国文学」という雑誌は、こうした藤村の思想に基づいて啓蒙活動を続け、昭和三年三月にはついに「高等諸学校入学試験研究特別号」を出すにいたる。この特集は、「我等同人は国語、国文学の専門学徒であるが故に、国語科の科目の上には斯うした改善の試みを企てて、一案を提出した」と宣言する藤村作の巻頭論文（「高等諸学校入学試験の改善に関する一提案」）以下、無名氏「国語の試験問題について」、東京帝国大学国語国文学研究会「国語科の入学試験問題について」、阿部重孝「筆記試験の改善に就て」、東京帝国大学国語国文学研究会「問題の作製及び試験実施」と続くが、特に注目したいのは東京帝国大学国語国文学研究会の名で出された「国語科の入学試験問題について」である。

同論の冒頭で筆者は、「現代文といふのは、自然主義以後の文章を指してよからう。明治文学史上に於て、自然主義的文学が輸入されて、内面的にも、外面的にも一転機が示された時代をもつて、現代文と現代文以前の文章とが区画されるではないかと思はれる」と定義し、自然主義以前の文章は、たとえ近代に入ってから書かれたものでも伝統と形式に支配された「所謂『文章家』の文章」だった、「修辞学の一部分が異常に分裂して、個性の全一的な自由な表現を束縛した」と述べた。そして、現代文では「文章に対する一切の知識感情を統一した一種の読書能力、思想的体系、心性のはたらきを精密に検べる」ために、「未知の問題」を提出することが必要だと指摘し、説明的

な文章や鑑賞的な文章よりも、議論的な文章、すなわち、「ある見識を実行的に、発動的に論述する」文章が出題に適当だと主張する。

「伝統や形式」を尊重する明治期の評論、隨筆を退け、筆者の「内面」を読むことを現代文の特性として前景化すること。「ある見識を実行的に、発動的に論述する」文章を積極的にとりあげていくこと。そして、読本の教科書に含まれていない「未知」の文章を提出すること。それはとりもなおさず、現代文に同時代性を担わせ、藤村作が提唱していた「鑑賞」主義からリアルで生臭い問題を扱う「意見」主義への脱皮をはかっていることとするものであった。そこには、のちに湯地孝が「現代文入試問題の構成」（「国語と国文学」昭和五年二月）において、「国語は一箇の人間として、又国民として生活してゆくに必要な教養の根幹を養ふものである。一箇の社会人として立つてゆく事の出来る常識力の涵養、其処に国語講読の主眼がある」と唱えたときにも用いられる、「国民」の「常識力の涵養」という発想と表裏をなすような、どこか、きな臭い論理構造が透けてみえてくる。

偶然の一致かどうかはわからないが、文部省が専門学務局から学生課（のち学生部）と体育課を独立させ、この二つの機関が中心になって学校現場にファシズム教育を導入していくのは昭和三年のことである。ここでは、マルクス主義の禁圧のために学生・生徒の思想調査（入学時の調査も含む）、行動監視などといった「思想善導」が行われ、思想の悪化を防ぐために「体育の

奨励」がなされる。昭和三年七月八日の体育運動審議会第二回総会において定められた「知育偏重の弊を除き体育の普及を図る」ために、「在来の武道は固より、広く内外の運動種目にわたりてその長をとり短を捨て特に精神の修養を留意する」という項目はその最たるものである。また翌年九月からは「教化総動員」（表面上は学校外の教化団体の自発的な活動というかたちをとったが、実質的には文部省がそれを動かし、各学校の校長や教師を動員していった）がはじまり、各都道府県学部部のもとに青年団、処女会、婦人会を組織したほか、様々な教化団体、宗教団体の活動を行なうがし、「勤儉貯蓄の奨励」と称して経済の不況にともなう社会不安に怯える人々に儉約と質素を求めるような指導を行う。

また、この帝国教育会は、昭和三年五月に開催した全国聯合教育会総会の議決によって思想問題に関する調査を委任され、翌月から思想問題調査委員会を立ち上げる。ここでは、国体変革の思想、私有財産制否定の思想、暴力肯定の思想などの排除が謳われ、「不健全なる読物及興行物」の取り締まりが強化されるのである（『帝國教育五十年史』昭和八年十一月・帝國教育会）。全国の小学校に二宮金次郎の像が建てられるようになるのもこの運動の一環である。現代文と体育は、ほぼ同じ時期に学校現場で主要な位置を占めるようになっただけでなく、正しい「国民」を育てあげるための両輪として機能したのである。

ところで、現代文という受験科目のあり方を専門家の立場（それはもちろん、高等学校や高等専門学校にあって入試問題を作成する側の立場でもある）から探究したのが、「国語と国文学」を中心に展開

した国文学会だったとすれば、より広範な国民運動の立場から入試現代文の普及を支えたのは、ほぼ同じ時期に始動した明治文化研究会の活動によるところが大きい。大正十年前後における「現代文」の登場は、明治期以降に書かれた文章の教材化¹¹規範化を促し、広範な生徒たちに明治以降の言論を注入していくわけだが、明治文化というものがどのように開花し展開していったのかを再認識するところから出発し、明治期に書かれた文献や文学テキストに光をあてた同研究会の活動は、「現代文」に用いる本文に関する選択幅を広める意味で、見逃すことのできない役割を果たしていたと考えられるからである。

たとえば、「日本近代文学研究の起源 明治文化研究会と円本」¹²（『日本文学』平成六年三月・日本文学協会）を書いた関井光男は、日本近代文学研究が勃興する契機は「この明治文化研究会の知的風景に端を発している」と述べ、当時、「早稲田文学」を主宰していた本間久雄が、同誌で明治文学研究を連続で特集して、それまでどちらかといえば西洋の模倣に終始した浅薄な文化とみなされていた明治に対する価値認識の転倒をはかつていったことなどを引きながら、「明治文学研究の気運はこの認識論的布置転倒のなかに出現した」と指摘している。そして、「吉野作造や木村毅、柳田泉が問いかけたのは、この和文学（国学）を国文学に塗り替えた「文学史的分類」にもとづくような認識の切断であった。日本近代文学研究が研究として成立するには、このような認識の切断・転倒をなによりも必要とした。文学を読むということとは、うずもれた文献を読むことではなく、文献

の言説空間をとおして日本近代の社会と歴史を見ることを意味したからである。(中略)木村毅、柳田泉らの日本近代文学研究の起源にあるのは、この研究という根源への遡及であった。アカデミズムがこの木村毅、柳田泉の文学研究に呼応して日本近代文学研究に本格的に取り組みだすのは、一九二九(昭和4)年四月。藤村作の命を受けた片岡良一が『国語と国文学』に「現代文学諸相の概観」を発表し、日本近代文学の理念に「自我」の問題をもちこんだ。のちに小田切秀雄が提示する日本近代文学の自我史観は、この片岡良一によって切り開かれ、戦後の近代文学研究に受け継がれていくが、吉野作造が意図した諸ジャンルを横断する「知」の多様性は排除され、資料の蒐集は認識のパラダイムとは無縁のものとなしていった」と論じて、この研究会の活動が日本近代文学研究という学問を成立させるとともに、それを背後で支える「自我史観」を登場させたことを検証している。

こうした「自我史観」の導入が、「現代文」という概念にどれほどの影響を与えたかは、たとえば、雑誌『国文学 解釈と鑑賞』が昭和二十五年四月に組んだ特集「現代文の鑑賞」などをみてもよく理解できる。

同誌の編集後記にある、「新しい学校の課程が始まり、新しい学年が訪れました。こゝに本誌は、教科としての国語の新しい考え方と体制との重点が置かれていた現代文について、「現代文の文脈、文学思潮と現代文、現代文の理解の三つの角度から現代文の全貌を明らかにしようと試みました」という一節か

らもわかるように、この特集は、近代の文章を「現代文」という観点から編成し直したものである。そして、この特集の総まとめ的な内容を担当した福田清人は、まず現代文とはどういう文章か? という問いを設定し、「私は明治二十年前後、二葉亭四迷、山田美妙に創まつた言文一致運動から以後、この領域にいたいと思ふ。ことに二葉亭四迷の自我の追求を社会の対決の上におかれた新文章の実験は、その文学と相ひまつて、現代文の精神の基礎をなすと見なければならぬ」と述べる。そして、最終的には、「……各自の表現の独自性、そのおのの言葉の魔術の微妙さを理解、鑑賞するには、相当の訓練を要することにちがひない。本質的に鑑賞者の持つ能力のほか、こゝ半世紀の現代文章史の教養も、大いにその理解を助けるであらう」(以上、「現代文の扱ひ方」(一)、「高等国語」を中心に「より」とし、現代文をよりよく理解、鑑賞するためには、「こゝ半世紀の現代文章史の教養」をもたなければならぬと指摘する。

今日の文学史観からすれば、ここで説かれていることは至極あたりまえのことにみえるが、「自我の追求」こそが「現代文の精神の基礎」であるとして、その精神の流れ「文章史を追うことを「教養」ととらえる見方は、少なくとも明治文化研究会が活動をはじめ以前の古典的「教養」主義にはみられなかつたものである。また、学校教育の現場で用いられる教材としての現代文のなかで「自我の追求」を第一に掲げること、戦前の教育においてはまずあり得ないことだっただろう。そうした

諸々の意味を含めて、明治文化研究会の活動は、ただたんに明治期の文学を再評価しただけでなく、明治以降の文学者たちが書いた文章を、個々の「独自性」のうちに認め、その微妙な違いを理解する能力こそが「教養」なのだ、という考え方を国文学界および教育の現場に浸透させる役割を果たしたことにあつたといえるだろう。

ここで話題を再び昭和初期に戻そう。昭和二年四月に大阪で発覚した入学試験問題漏洩事件をきっかけに、昭和三年から再び単独選抜制度に戻された高等学校入学試験も、翌年からは、そうした「思想善導」教育や「国体観念」の自覚を促す政治的圧力の影響を徐々に受けることになる。その具体例としてここに紹介したいのが、文部省によって組織された青年教育普及会が発行した『直轄学校 入学試験問題答案講評（昭和七、九年版）』（昭和九年十一月）である。同書は、表題の通り高等学校と専門学校の入学試験問題と解答を示すとともに、実際に問題を出题した側が、出題の狙い、実際の試験での成績データ、間違いやすいポイント、解答作成上の諸注意、学習のアドバイス、講評などを詳細に記すという、実にきめ細かい情報が入った冊子である。そこには、受験生たちが過去問題や各高等学校の入学試験傾向を知るだけでなく、どのような学習を心がけたらいいのか、自分たちに何が求められているのか、といったメッセージがふんだんに盛り込まれている。例えば、昭和八年に松本高等学校の場合、出題者は「現代文ヲ解キシテ受験者ノ理解力ヲ見ントシタノデアル、ソノ理解力モ単ニ表面的解釈或八字句ノ逐

次訳ナドヲ要求セズシテ一歩進ンデ思想内容ノ的確ナル理解思惟ノ正順妥当ナル活動等ヲ見ントシタノデ即チ「如何ナル事象ガ如何ニ取扱ハレ何故ニ然ルカ」等二関スル十分ナル理解ヲ知ラントシタノデアル」と説明し、現代文の出題意図は字句の「表面的解釈」だけでなく「思想内容ノ的確ナル理解」や「思惟ノ正順妥当ナル活動」を見極めることにあつたと説いている。同年の山口高等商業学校では、「(1) 皇宗の聖勅を謹解して皇國の洪謨を述べよ。」「(2) 肇國の古をしのびて今日我々は如何なる覚悟をもつべきであるか。」といった設問がたてられ、講評のなかで「現代文内容把握の成績良好ならず。中等諸学校に於て今少し教授上の工夫を望む。」「皇國の洪謨、国体の根本観念等々につき極めて不十分なる知識しか有たない受験生多し」などと述べ、中等学校の現代文指導において、「皇國の洪謨、国体の根本観念」についてのより徹底した学習がなされることを求めている。昭和九年の第二高等学校が、「むつまじく枝をかはして咲く梅もさかりあらそふ色は見えけり」という天皇の「御歌」を出題し、「右、明治天皇ノ御製ニツキ傍線ヲ加ヘタル詞ノ意味ヲ活カシテ、コノ御歌ノ御趣旨ノアル所ヲ闡明ニスベク、又此ノ文ノ文主（スナハチ主格タルモノ）ヲ指示スベシ」という断りをつけて解答させた例なども同じ系列にあたる。そこには、明らかに「国語の解釈は単なる字句の解義を以て終始するものであるといふ誤解は根本的に一掃されねばならぬ」（大阪高等学校、昭和八年度の講評）という考え方が前景化している。それまでの入学試験では、古文にせよ現代文にせよ厳密な解釈

主義が基本だったが、ここに至って、単独選抜を許された高等学校側は、「単なる字句の解義」だけでは正解としないと宣言し、現代文に踏絵の役割を与えはじめるのである。昭和十二年に刊行された参考書『解釈学を基底とせる現代文の新解釈』（石山脩平／吉田善信共著・文修堂）の序文で、著者は、「国語受験は決して断片的な語句の解釈でもなく皮相的な換言でもない。それは広い教養と不断の準備とを背景とし、自我の全幅を数葉の答案に傾注して、敬愛する志望学校教官の厳正なる裁断を待つ所の人格的訓練であり、紙上の人物考査である。かうした意味に於て国語受験界の動向は近年著しく向上し深化して来た。殊に現代文の解釈に至つては、それが受験界に登場した当初の困惑混乱を統一し、その焦点を次第に顕はにし、まさにそこに於てこそ人間的教養が全体的に發揮せられるといふ事態を益々明瞭にして来た」と論じているし、その参考書が刊行されたときに出版社が用意した広告にも「人間的修養の資料としても遺憾なきを期した」というコピーがみられるが、現代文が「紙上の人物考査」として機能していた事実、および、国文学者たちがそれに積極的に加担して、まるで現代文に「人間的教養が全体的に發揮せられる」かのような妄想を抱きはじめていた事実は重要である。

その一方、この頃になると入学試験の問題に明治大正期の文語文だけでなく、同時代に書かれた文章も数多く出題されるようになっていく。例えば、昭和九年の高知高等学校には「正義は強力なくして、遂行することは出来ぬ。強力は聡明によつて

武装せられねばならぬ。強力は正義を骨髄とし、聡明を指針とする。不正に対して後れを取るが如き柔弱なる正義は、夫れ自身正義の冒瀆である」という中野正剛の「強力政治論」が出題されているが、これは昭和八年二月の「改造」に掲載された文章である。そこには、いま現在の国体のあり方をいま現在の青年に問いかける……というメッセーj性があるわけで、受験生は間違ひなく、自分の思想が問われているという意識をもつて解答したはずである。高等学校や専門学校の入學試験全体からみれば極端な例のひとつかもしれないが、少なくとも、現代文という分野が文字通り「現代」を扱い、同時代性を担わされることになった点において、この時期の出題傾向の変化は大きな意味をもっている。

4

昭和初期における現代文の位相を考えると忘れなければならないのは、東京帝国大学助教授を経て昭和五年から東京文理科大学教授兼東京高等師範学校教授をつとめる傍ら、雑誌「国語教育」（大正六年一月創刊）の主幹として毎号にわたつて巻頭の「主張」を執筆し続けていた保科孝一の言論活動である。彼はこの雑誌を通じて各年の高等学校入學試験問題に関する詳細な論評を発表し続け、藤村作が率いる「国語と国文学」ともリンクしながら国語教育のあり方に関する数々の提言をする。例えば、昭和二年六月には全国の高等学校校長宛に「今日の中学用読本中には、

現代文の教材がすこぶる豊富で、近世近古文に比して、はるかにその分量が多いのでありますが、もし高等学校の入学試験問題にこれに関するものが提出せられない場合には（中略）中学校において、ひとり教授の徹底を期することが困難に赴くのみならずひいては教課程の基礎を破壊する恐があると信じます」といった文面の書簡を送り、それが会議の場で認められるなど、その活動はきわめて実践的で具体性を帯びていた。

保科の考え方の基本にあるのは、漢字や語句の意味を機械的に記憶し、その能力を問うような試験をやめ、文章の論旨を把握する力、表現の細部から文意を推理・判断する力、文章の背後にある思想を汲み取る力、文学作品を鑑賞批評する力などである。そのために保科は、言葉の骨組みとなる国文法を重視し、さらに現代文に重きを置くことが必要だと主張する。「高等各専門学校の入学試験問題」（『国語教育』昭和五年六月）において「各高等学校の入学試験には現代文の考查に重きを置け」という章題を設け、「解釈の題材として現代文（文語でも口語でもの）選択にふかく考慮することは、中等学校における国語読本の教材から見てもつとも緊急なりと信ずる。近來中等学校用の国語読本には、現代文を取入れる分量が年とともに増加して居るのであるから、現代文をいかに取扱うべきかとゆうことが講読の指導としてもつとも重要な問題である。ことに現在のごとく現代文の分量が増加しつつある場合には、高等学校やその他の専門学校における入学試験にもその考查に重きを置かなければならぬ」と論じたことからわかるように、保科は現代文の重視こそが中学校の「教材」で学んだ内容を入学試験にも的確に反映させる方法だと考えた。

また、保科は上記の論評において、現代文における設問の立て方にも注目し、第七高等学校の出題を引用しながら自説を展開している。そこでは、「読書は往々吾々の向上心を甘やかして、幻を以て真実に代へる危険に陥らしめる。而かもそれはその事に籠る力が強烈であればあるほど、又その書の表現が成功してあればあるほど、益々甚しいであらう。書中の精神が最初から力強く読者を掴んで、鷲のやうに蒼空に飛翔する時、若しくは其処に自然なだらかな道が準備されてゐて、知らず識らず人をその世界に導き入れるだけの旨さがある時、吾々は労苦を知らずに書中の世界に同化して了ふ。さうして其処が最初から自分自身の領分であつたかの様な錯覚に囚れる。」という文章に関して、「何故一、吾々は労苦を知らずに書中の世界に同化して了ふ、力、幻を以て真実に代へる、ト八何如ナルコトカ」という設問が用意されているわけだが、保科は、そうした設問の立て方、すなわち、理由説明、内容説明の手法を駆使しながら本文の論旨が把握できているかを考查できるように形式を高く評価し、そこに既成の解釈主義とは違う現代文の新しい可能性をみている。傍線を引いた部分や特定の語句の意味を解釈させるだけでなく、文章のある一部分に着目させ、その表現から文章全体で論じられている問題を探求させたり理由説明をさせたりするような設問は、現在でも現代文の主流となってい

るが、保科の活動は、国語教育界にそうした考え方を定着させるうえで大きな働きをしたといえる。

保科が主張するような現代文の問題形式は、昭和十年頃になると広く浸透していく。例えば同年の山口高等学校の国文解釈には島崎藤村の「椰子の実」が出題され、左ノ詩ヲ熟読シ、(一)必要ナル語句ヲ補足シテコレヲ解釈シ、(二)作者ガ此ノ詩ニ於テ何ライハントセシカヲ説明セヨ、という設問が出ている。

また、大阪外国語学校には、「正岡子規の『歌よみに与ふる書』は、歌よみ達には解せぬのだ。成程、彼等とてもその綿々たる理論の糸は辿れたであらう。だが、子規の情熱は何としても辿れなかつたのである。彼等には子規の言葉が、子規の拔差ならぬ叫びであつた事が、如何にしても解せなかつたのだ。言葉を変じて理論とするは易い。理論を変じて言葉とするは難しいのだ。情熱的な言葉から理論を抽出するは易い。それを在る儘に享受するのは難しいのだ」という文章が出題され、それぞれの傍線部分を解説することを求めている。

それぞれの設問がめざしているのは古文・漢文にみられるような重要語句の解釈能力ではない。作者の意図を把握することであり、傍線部の内容を前後の文脈を補いながら説明することであり、文章全体で述べられていることの大意を分かりやすくまとめることである。第一高等学校をはじめとするいくつつかの伝統校では、旧来からの古文解釈を中心とした考查を独自に続け、作文や書取で現代文の能力をみようとする考え方も根強く残っていたが、少なくとも、ほとんどの高等学校、専門学校に

現代文の出題が定着し、内容把握能力を考查するようになったという意味でも、昭和十年前後の入試改革は大きな意味をもっていたといえる。

こうして迎えた昭和十二年三月。文部省は「国体を明徴にし、国民精神を涵養振作」することを目的として「国体の本義」を刊行する。天皇を中心とした万系一世思想、「古事記」や「日本書紀」の神話化が推進され、「我が国の文化は、その本質に於て肇国以来の大精神を具現せるものであつて、学問・教育・芸道等、すべてその基づくところを一にしてゐる。将来の我が国文化も常にかゝる道の上に立つて益々創造せらるべきである」(「国体の本義」。「国民文化」についての叙述より)といったイデオロギーが統制を強めていく状況において、文部省の指導下にある各高等学校は、「国民的思考感動ノ具現」に絶大な力を発揮する教育媒体として文学的色彩の濃い素材に着目し、それを現代文の中心に据える。

ときを同じくして、高等学校・師範学校・中学校・高等女学校および実業学校の国語科の教授要目にも一大改革が加えられ、特に高等学校の国語については、「国語ニアリテ八国語・国文ノ構造及特質ヲ明ニシ其ノ正確自由ナル使用ト思想及体験ノ明晰ナル表現トニ習熟セシメ語感ノ体認ニヨリ国語ト国民ノ思想感情トノ靈妙ナル交互作用ヲ会得セシメテ国語ニ対スル愛護ノ念ヲ養フト共ニ国文ノ解釈・鑑賞・批評ヲ通シテ精神生活ノ理解ヲ深カラシメ真善美ニ対スル情操ヲ陶冶シ又国語・国文ノ史的発展トヲ了解セシメテ国民精神ノ涵養ニ資シ進ンデ世

界二於ケル我我國文化ノ地位ヲ知ラシムベシ。」という規程がなされる。⁸

また、当時の国文学会は岡崎義恵らの日本文芸学派と近藤忠義らの歴史社会学派の対立が起り、その論争を通じて、文献学や書誌学に基づいてなされてきた文学研究の方法が内部から見直されつつあった時期である。平林一の言説をかりれば、そこには「国文学の伝統そのものにまつわっていた文学喪失、人間喪失を否定し、『文学』の奪還」（『国文学者の抵抗 歴史社会学派』「戦時下抵抗の研究 キリスト者・自由主義者の場合」昭和四十四年三月・みすず書房）をめざそうとする力学が働いていた。要するに、「感動」教育を実践して国民の意識を昂揚させようとする体制側と、文学を文学として読むことで、既成の研究方法では埋没していた人間そのものの姿を作品世界から読み取ろうとする国文学研究の動向が奇妙な一致点を見出し、現代文という場をかりて若者たちの感受性を刺戟しようとする考え方が前面に出てくるのである。昭和十一年に水戸高等学校が出題した「祖国を知り祖国の精神の核髄に端的に触れ国民性の長短所を理解し伝統の美に薰化せられ日本国民として我等が生きて行くべき道に對する指針を与へられる為には国民の魂から直接生まれた国文学を味読することが最も良い方法であるそして国文学史の知識はその準備としても亦国民常識としても忽せに出来ない大切な生命の糧でなければならぬ殊に日本文学には世界の文芸史上に於ても優越な位置を要求せねばならない作品や作家が少くないのに対して我等は常に正しき認識を有つべきことも訓へられ

るのである」という文章（同様の問題が昭和七年度の第六高等学校にも出題されている）などは、国文学イデオロギーをあからさまに注入しようとした例のひとつである。

昭和十四年に教育審議会で決議された「高等学校に関する要綱」によつて、高等学校の教育は「皇國の道」を修め、「國家の重きに任ずべき材幹を練成する」ことに主眼が置かれるようになる。いまだ東京帝国大学教授として健在で、国文学という世界の中枢にいた藤村作は、陸軍予科士官学校の「国語教程・卷一」（昭和十一年版）の巻頭に「国語と國民的自覺」という文章を掲載し、「我々が日本精神の何物たるかを把握し、教育に關する勅語の意義を体得し、わが國民道德の由来並びに本質を悟了すれば、我々は祖国の尊きこと、愛すべきことを自覺せずにはいられないであらう」という一節から書き起こす。現代文は、こうして「国語」と「國民的自覺」を結びつける紐帯として機能しながら、受験生たちを皇紀二六〇〇年（昭和十五年）の祝祭的時空に向けて連れ出すのである。

【注記】

1 清田昌弘は「戦前の受験雑誌にみる出版事情」（『日本出版史料 制度・実態・人』2、平成八年八月・日本エディターズスクール出版部）において、「大正七年という年は金星堂や大明堂、春秋社、取次の栗田書店なども開業した年だが、時あたかも大正デモクラシーの高揚期に当たり、学制も整備されて上級学校への進学者が急激に増加した。受験雑誌の分野では博文館の『中学世界』という読み物中心の月刊誌がすでに年に何回

が増刊号の『受験界』を発行していた。そこに大正六年、考へ方研究社が塚本哲三を編集主任に据え、懸賞問題に力を入れた雑誌『考へ方』を創刊した。七年には英語雑誌で実績のある研究社が『受験と学生』を出して割り込んで来たのである」と述べている。ちなみに、近代の学校制度において入学試験という用語が法令上はつきり定められたのは、明治二十七年の「尋常中学校入学規定」(文部省令第二十四号)である。その第一条には中学校入学資格として、「高等小学校第二年終了」とあり、その他の場合には資格検定を要するとされた。また第二条には志願者が入学定員を上回る場合の措置として、試験によって入学者を選抜する旨が記されているし、第三条では入学試験科目として読書・作文・習字・算術が定められている。この方針は、その後の諸規定に受け継がれ、明治の未までの高等学校、専門学校への入学者選抜にも導入された。ただし、明治三十年代からは漢文が独立し、英語が加わるようになった。そのため、明治四十年前後における国語試験の内容は、従来の読書・作文・習字にかわって、古文を中心とした解釈・文法・作文・習字になっていた。

2 藤村作が「高等諸学校の入学試験に就いて」(『国語と国文学』大正十三年十一月)のなかで、「現行の入学試験作製の手続は、毎年文部省から数高等学校を指名して試験問題を提出せしめ、文部省でその中から選抜して定めることになってゐると聞く」と記しているように、当時の入学試験は文部省が作成校を「指名」し、さらに候補としてあがってきた問題を「選抜」とするという仕組みだった。

3 木村武一郎『受験参考 現代文解釈法』(大正十二年十二月・浅見文林堂)・佐藤正範『受験適用 現代文要解』(大正十四年十月・研精堂)な

どによれば、明治期の段階ですでに、井上毅・岩倉公の明き心(高等学校・明治二十九年)、高山樗牛「樗牛全集より」(千葉医専・同三十九年)、井上毅「梧陰存稿」(大学予科・同三十九年)、暹塚麗水「日本名勝記」(専門検定・同三十九年)、高山樗牛「重盛の行為」(仙台高工・同四十年)、井上毅「梧陰存稿」(千葉医専・同四十年)、朝比奈知泉「頼山陽の詩才」(海軍機関・同四十一年)、幸田露伴「無言の功」(東京高師・同四十一年)、山県有朋「旧友ノ情感」(海軍機関・同四十一年)、井上毅「岩倉公の達観」(千葉医専・同四十一年)、坪内雄蔵「文学その折々」(千葉医専・同四十一年)、森林太郎「即興詩人」(海軍機関・同四十一年)、坪内雄蔵「冬景の趣味」(千葉医専・同四十一年)、幸田露伴「長語」(東京高師・同四十一年)、大町桂月「人事の変遷」(専門検定・同四十一年)、幸田露伴「無言の功」(高等学校・同四十三年)、藤岡作太郎「平安京の風光」(東京女高師・同四十三年)、穂積八束「我が国体の精華」(小樽高商・同四十四年)、大西祝「我が国の抱負」(山口高商・同四十四年)、大町桂月「人事の変遷」(米沢高工・同四十四年)などが出題されている(書取、文法、文学史などを除いている。また出題文のタイトルについては、それぞれ参考書の表記をそのまま引いた)。

4 当時、入学試験の内容については、毎年開催される全国の高等学校長会議で審議されていたので、「国文解釈」に現代文を導入しようという方針もその場で決定され、文部省が承認した事項である。

5 木村武一郎は、『現代文解釈法』(先述)において、「現代文はいふまでもなく明治大正の人即ち現代人に書かれた文章である」と定義したうえで、

現代文 文語文 主として明治時代のもの
口語文 主として大正時代のもの

という分類をしている。また、「文語文は形式に於いて、口語文は内容に於てむづかしい。両者を通じて見ると、現代文は第一に内容即ち思想に於て古文よりは面倒である。いつたい内容は問題によつて様々で、和漢洋にわたり、宗教哲学科学文学美術歴史等に関し、記事叙事抒情議論等に岐れてゐるから、現代の文化、現代の思想に相当の理解がなくては、十分に意味を呑み込むことは勿論、一通りの意味も取れぬ」と述べて、入試に現代文が広く採用されるようになった理由として、文章の「形式」よりも「内容・思想」が重視されるようになったことをあげている。

6 試みに、大正八年の高等学校共通試験の導入よりも前に、高等学校および高等専門学校の入学試験に出題された「現代文」の出典一覽をあげておく(この一覽は、同時代の受験参考書、受験雑誌、過去問題集などを参考にまとめたものである。書取、文法、文学史の問題は除外し、出題文のタイトルについては、それぞれの参考書などに記載されているものをそのまま引いた)。

明治二十九年 井上毅「岩倉公の明き心」(高等学校)
明治三十九年 高山樗牛「樗牛全集より」(千葉医専)、井上毅「梧蔭存稿」(大学予科)、遅塚麗水「日本名勝記」(専門検定)
明治四十年 高山樗牛「重盛の行為」(仙台高工)、井上毅「梧蔭存稿」(千葉医専)

明治四十一年 朝比奈知泉「頼山陽の詩才」(海軍機関)、幸田露伴「無

言の功」(東京高師)、山県有朋「旧友ノ情感」(海軍機関)、井上毅「岩倉公の達観」(千葉医専)、坪内雄蔵「文学その折々」(千葉医専)、森林太郎「即興詩人」(海軍機関)、坪内雄蔵「冬景の趣味」(千葉医専)、幸田露伴「長語」(東京高師)

明治四十二年 大町桂月「人事の変遷」(専門検定)

明治四十三年 幸田露伴「無言の功」(高等学校)、藤岡作太郎「平安京の風光」(東京女高師)

明治四十四年 穂積八束「我が国体の精華」(小樽高商)、大西祝「我が国の抱負」(山口高商)、大町桂月「人事の変遷」(米沢高工)

大正元年 幸田露伴「沈黙の一説」(陸軍經理)、井上毅「岩倉公の達観」(専門検定)、尾崎紅葉「金色夜叉」(新潟医専)、徳富蘇峰「静思余録」(山口高商)、出典不詳(海軍機関)

大正二年 藤岡作太郎「平家物語の趣味」(広島高師)、坪内雄蔵「古語の妙味」(神戸高商)、高山樗牛「重盛の行為」(専門検定)、遅塚麗水「富士の高嶺」(東京高工)、出典不詳(熊本高工)

大正三年 藤岡作太郎「東園遺稿」(広島高師)、大隈重信「国民読本」(神戸高商)

大正四年 「明治天皇大葬儀誄詞」(海軍機関)、朝比奈知泉「頼山陽の才学」(専門検定)、藤岡作太郎「清盛の運命」(広島高師)

大正五年 「御即位礼勅語の一節」(海軍機関)、朝比奈知泉「頼山

陽の詩才(海軍機関)、藤岡作太郎(西行法師の歌風)(小樽高商)、芳賀矢一(明治時代の詔勅御製(口語文))(広島高師)、勅語、御即位勅語(海軍機関)、幸田露伴、大丈夫の覚悟(東京外語)、末広鉄腸、王陽明の活字(米沢高工)、島田三郎(史筆の公正)(専門検定)、三宅雪嶺「偉人の跡」(東京高麗)

大正六年

朝比奈知泉、頼山陽の実用主義(専門検定)、高山樗牛「自然を師とする法(前文の続)」、(米沢高工)、高山樗牛「聖人孔子」(東北帝大工専)、坪内雄蔵「四季の觀察」(山口高商)、出典不詳(神戸高商)

大正七年

竹越三又、南方の国(東北帝大工専)、大町桂月「梅花の奇趣」(東京女高師)、大町桂月「春の花の趣」(東京女高師)、大町桂月「春雨の閑興」(東京女高師)、坪内雄蔵「秋景の快感」(山口高商)

また、大正十四年段階でその他に出題されていたのは、小杉末醒、嘉納治五郎、大隈重信、小島烏水、矢津昌永、志賀重昂、土井晩翠、菊池寛、尾上柴舟、栗本鋤雲、白川鯉洋、泉鏡花、長谷川天渓、松村介石、尾崎憐堂、西田幾多郎、上田敏、島崎藤村、藤井健治郎、陸羯南、中村孝也、上田萬年、荻野由之、落合直文、有島武郎、樋口一葉、尾崎行雄、佐々政一、正岡子規、笹川種郎、福本日南、黒岩周六、姉崎正治、加藤咄堂、北村透谷、関根正真、幸田成行、南摩綱紀、久保天隨、長田幹彦、島村抱月、国木田独步、木下尚江、山田美妙、森田思軒、吉江孤雁、野田義夫、茅原華山、吉田絃二郎、丘浅治郎、中村春雨、大和田建樹、柳

田国男、伊藤銀月、戸川秋骨などの文章である。なお、大正十四年一月に刊行されて以来、高等学校や専門学校を受験参考書として高い人気を誇っていた塚本哲三「現代文解釈法」(有朋堂)は、広告に「明治以来の代表的題材を網羅して些の遺漏もなくつた」という文句を載せ、「学者系二十二人百三十三問、文人系十四人百四十二問、小説家系十五人五十六問、詩人系十九人十九問、歌人系十六人四十八首、俳人系十四人四十二句」を収めたと謳っている。

7 明治文化研究会は、関東大震災で多大な文化資料が焼失したことを受けて、そうした資料を保存することの必要性を感じた井上和雄が発案し、宮武外骨とともに吉野作造を訪ねたのがきっかけで誕生した。毎週火曜日に吉野作造邸に集ったこの研究会は、当初、上記の三名に石井研堂、石川巖、尾佐竹猛、小野秀雄、藤井甚太郎を加えた八名で大正十三年十一月に設立され、吉野作造会長以下、連名で発布した趣意書には、「明治初期以来の社会万般の事相を研究し之れを我が国民史の資料として発表すること」を目的とすると記されていた。大正十四年からは機関紙「新旧時代」(福永書店)を発行し、同年の秋からは月一回の例会の他、講演、資料の紹介などを展開するようになる。その後、今中次鷹、川原次吉郎、木村毅、神代種亮、斎藤昌三、柳田泉などが同人に加わり、昭和八年に吉野作造が没した後、尾佐竹猛が会長となつて、明治文化研究叢書(昭和九年四月)などを出版した。その活動は、大正末期の明治研究がようやくさかんになりつつあったおりに、資料を体系的に整理し、その啓蒙的、実証的な研究態度は明治時代研究の一つの方法を示唆するものとして、学会にひろく影響を与えた功績は大きい(田熊諱津子「明治文化研究会」、日本近代文学館編「日本近代文学大辞典」昭和五十一年十二月

・講談社）などと評価されている。

8 保科孝一はそれについて、「従来に比して『国体の本義を理解し、日本精神を發揚するに一層重きを置かれる様になつたのである。これは國語教育当然の使命であつて、これまでとても決しておろそかにされて居たのではないが、時勢の変転はこゝに一層重きを置くの必要が痛感せられるよに至つたのである。（中略）本年三月施行の入学問題について見ると、幾分かその精神のあらわれを窺い知ることが出来る。すなわち『国体の本義』から選ばれた解釈の問題が数校の入試に見受けられる。また以上の要目に即した問題が昨年比して幾分増したことも事実である。」（「高等専門学校入試問題」『國語教育』昭和十三年六月）とコメントしている。

9 藤村作が日本主義、日本精神を鼓舞しようとする国家政策にどのようなかたちで加担していったかについては、杉山康彦「國學・國體・國文學」（『日本文学』平成十一年五月）に詳しい。また、創刊号の扉に「日本民族の自覚」、「日本国民性の自覚」といった煽動的表現を諷し、國文學を「國體」と直結させていく役割を果たした雑誌「國語と國文學」の政治性については、坪井秀人「國文學 者の自己点検 インタロクダクション」（『日本文学』平成十二年一月）から多くの示唆を受けている。

（九州大学大学院比較社会文化研究院助教授）